目　　次　(2)

令和7年10月臨時会

ＮＯ	報告番号	件　　名
1	報 告 第 8 号	財政の健全化判断比率等について

報告第8号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率について、それぞれ健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書のとおり報告する。

令和7年10月14日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和６年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	10.9	61.6
（ 14.49 ）	（ 19.49 ）	（ 25.0 ）	（ 350.0 ）

備考
１　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載
２　早期健全化基準を括弧内に記載

令和６年度　財政健全化審査意見書

令和７年８月 20 日

箱根町監査委員　秋　山　英　一
同　　勝　俣　剛　一

１　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

令和７年８月 15 日から令和７年８月 20 日まで

３　審査の概要

比率等の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかどうか、算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているかどうかなどに主眼をおき、各種帳票を確認するとともに、関係職員からの説明を求め、実施した。

４　審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

令和６年度　健全化判断比率

（単位：％）

区　　分	令和６年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	14.49
連結実質赤字比率	—	19.49
実質公債費比率	10.9	25.0
将来負担比率	61.6	350.0

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「－」を表示

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和６年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（%）	備　　考
水道事業会計	―	資金不足となっていない。
公共下水道事業会計	―	資金不足となっていない。
温泉特別会計	―	資金不足となっていない。

令和６年度　公営企業の経営健全化審査意見書

令和７年８月 20 日

箱根町監査委員　秋　山　英　一
同　　勝　俣　剛　一

1　審査の対象
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2　審査の期間
令和７年８月 15 日から令和７年８月 20 日まで

3　審査の概要
比率等の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかどうか、算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているかどうかなどに主眼をおき、各種帳票を確認するとともに、関係職員からの説明を求め、実施した。

4　審査の結果及び意見
審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

令和６年度　資金不足比率

（単位：％）

区　　分	令和６年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0
温泉特別会計	—	20.0

※資金不足額がない場合は「－」を表示